# 答申

## 第1 山口県情報公開審査会(以下「審査会」という。)の結論

山口県知事(以下「実施機関」という。)が令和3年(2021年)5月7日付け令3 廃リ対策第126号で行った公文書の部分開示決定(以下「本件処分」という。)の うち、別表1に掲げる部分は取り消し、改めて開示等の判断を行うべきであるが、そ の余の判断は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

# 1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和3年3月26日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例(平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。)第6条の規定により、「○○自治会連合会が、令和3年○月○日付要請書及び署名簿」の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

## 2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、〇〇自治会連合会が令和3年〇月〇日付けで山口県知事あてに提出した以下3種類の公文書を特定した。

- (1) 「要請書」1枚
- (2) 「反対決議書」18枚
- (3) 「反対署名簿」39枚(表紙1枚を含む)

#### 3 実施機関の処分

実施機関は、令和3年5月7日付けで、本件公文書に係る本件請求について本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

#### 4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年6月2日付けで行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づく審査請求を行った。

#### 第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨及び理由

(省略)

# 2 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

#### 第4 実施機関の説明要旨

(省略)

### 第5 審査会の判断

### 1 本件公文書について

本件公文書は、令和3年〇月〇日に実施機関の職員が職務上取得した文書であって、 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの であることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

## 2 条例第11条第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イから二までに規定する情報については、開示することとされている。

また、条例第11条第2号に係る運用として、「氏名等を削除したとしても、公文書のそれ以外の情報から、又はそれ以外の情報と容易に取得し得る他の情報とを照合することにより、特定の個人が推測できるものについては、当該公文書のそれ以外の情報も開示しない」とされている。

#### 3 条例第11条第2号該当性について

審査会がインカメラ審理により本件公文書を実際に見分したところ、本件公文書の「要請書」の非開示部分に〇〇自治会連合会長印の印影が、「決議書」の非開示部分に各自治会長の氏名及び印影が、「反対署名簿」の非開示部分に、各自治会名、署名者の氏名及び住所、氏名及び住所の記載されていない空欄部分があることを確認した。

各公文書における非開示部分の条例第11条第2号該当性について、以下のとおり 検討した。

#### (1) 要請書

○○市が発行した「○○市自治会ハンドブック(令和5年度版)」によれば、「自治会とは、住民の方たちが生活する地域を基盤として、お互いに協力し合い、住みよい町を作るために自主的に組織された任意団体」とされており、○○自治会連合会は、条例第11条第2号にいう「個人」に該当しない。

よって、○○自治会連合会長の印影を、条例第11条第2号の「個人に関す

る情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当するとして、非開示とした実施機関の判断は誤りであり、当該印影にかかる非開示の決定を取り消した上で、改めて開示等の判断をするべきである。

### (2)決議書

## ① 各自治会長の署名

当審査会が○○市に確認したところ、○○市においては、自治会の会長名等の個人情報の外部への提供については、事前に同意を得ているが、提供する場合を以下のとおり限定しており、一般市民から、自治会長名の問い合わせがあっても、提供する場合に該当しなければ教えることはないとのことであった。

#### 【外部へ提供する場合】

- ・自治会に関係する工事等を行う際の工事業者からの照会
- ・不動産業者からの近隣対応のための照会
- ・地域住民からの自治会に加入するための照会
- ・地域住民からの自治会活動等に関しての照会
- ・市主催、共催、公園のイベントを開催するに当たり、実行委員会等からの 近隣自治会に交通規制等の案内を送付するための照会
- ・市議会議員及び公益的団体から公益的な目的に使用するための照会
- ・上記以外の場合は、電話連絡等で同意を得た上で情報提供

よって、各自治会長の署名は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る」ものであることから、条例第11条第2号に該当し、同号イ、ロ、ハ、ニいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

なお、○○自治会連合会の会長名についても、決議書においては自筆で署名されており、その形状については固有のものであると認められたところ、これを開示すれば、署名の筆跡を模倣されて悪用され、個人の権利利益を害するおそれがあることから、当該会長の氏名が上記(1)の要請書に記載され、開示済みであることを踏まえても、他の各自治会長の署名と同様、条例第11条第2号に該当し、同号イ、ロ、ハ、ニいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

#### ② 自治会長の印影

各自治会長個人の印影であり、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る」ものであることから、条例第11条第2号に該当し、同号イ、ロ、ハ、ニいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

### (3) 反対署名簿

## ① 自治会名

自治会は、上記(1)のとおり任意団体とされており、その名称は、個人に関する情報ではないことから、条例第11条第2号に該当せず、同号に該当

するとして非開示とした実施機関の判断は誤りであり、非開示の決定を取り消した上で、改めて開示等の判断をするべきである。

## ② 署名者の氏名及び住所

「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る」ものであることから、条例第11条第2号に該当し、同号イ、ロ、ハ、ニいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

## ③ 署名者の氏名及び住所の空欄部分

個人の氏名及び住所は記載されておらず、空欄部分のみの開示により直ちに特定の個人が識別されるものではないが、当該空欄部分を開示することにより、「氏名・住所欄」の表題幅から、1枚の反対署名簿に記入可能な人数を推定することが可能であることや、各自治会単位で署名が取りまとめられていることを踏まえれば、〇〇市公表の〇〇支所内「町丁別」人口統計など、容易に取得し得る他の情報を照合することにより、特定の自治会における各個人の賛否動向が高い確度で推測される恐れがある、との実施機関の懸念や説明は理解し得るものであり、当該空欄部分を、公文書のそれ以外の情報から、又はそれ以外の情報と容易に取得し得る他の情報とを照合することにより、特定の個人が推測できるとして、条例第11条第2号に該当し、同号イ、ロ、ハ、ニのいずれにも該当せず、非開示が妥当であるとした実施機関の判断は、誤っているとまではいえない。

#### 4 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

### 第6 審査会の審査経過等

別表2のとおり

# 別表1

# 要請書

実施機関が非開示とした部分	審査会が非開示決定を取り消し、改めて 開示等の判断を行うべきとした部分	
○○自治会連合会長の印影	○○自治会連合会長の印影	

# 反対署名簿

実施機関が非開示とした部分	審査会が非開示決定を取り消し、改めて 開示等の判断を行うべきとした部分	
自治会名 署名者の氏名及び住所 署名者の氏名及び住所の空欄部分	自治会名	

# 別表 2

# 審査会の審査経過等

年 月 日	経過		
令和3年8月10日	実施機関から諮問を受けた。		
令和4年9月8日	事案の審議を行った。		
令和5年6月1日	事案の審議を行った。		
令和5年8月31日	事案の審議を行った。		

# 山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

	氏	名	役 職 名	備考
沖	本	浩	弁護士	第一部会部会長
服	部	麻理子	山口大学准教授	
水	谷	芳 昭	公認会計士	部会長職務代理者

(令和5年8月31日現在)